

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の改正に伴い、被保険者証等が廃止されることから、被保険者証の返還に係る罰則規定を削除するほか、徴収猶予の規定を整備するため。

2 改正内容

(1) 徴収猶予の規定の整備（第24条）

現行、徴収猶予の期間を6か月以内としている規定に、例外として急患等で保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内の期間まで、徴収猶予を可能とする規定を追記。

(2) 被保険者証の返還に係る罰則規定の削除（第29条）

ア 現行の被保険者証等が廃止されることに伴い、被保険者証等の返還を要しなくなることによる規定の削除。

イ 条文中に引用している国民健康保険法の条文について、法改正に伴い、項ずれが生じたことによる修正。

3 施行期日

令和6年12月2日

4 経過措置

(1) 徴収猶予の規定の整備（第24条）

令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(2) 被保険者証の返還に係る罰則規定の削除（第29条）

条例の施行の日前にした行為及び条例の施行の日以後に、現に被保険者証の交付を受けている場合の保険料を納付しないことによる被保険者証の返還については、なお従前の例による。